

薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業

業務委託の受託者公募に関する説明書

1 業務の概要等

(1) 業務の概要

本業務は本県国民健康保険被保険者の医療費の適正化のため、モデル5市町村における地域の薬局と連携し、薬局での特定健診の受診勧奨を実施することにより、当該市町村保健事業の取組を支援し、特定健康診査実施率の向上を図る事業である。

例年、受診勧奨事業を実施するため、県が主体となり事業を実施してきたが、次年度以降、市町村事業への横展開を図っていきたいと考えていることから、本事業の円滑な実施だけではなく、県事業から市町村事業として問題なく事業を継続出来るよう、本事業の効果検証を行い、課題の洗い出しや対応策を提案できる業者を選定する必要がある。

そのため、事業の実施能力及び適正等を総合的に勘案する必要があるため、価格のみの競争入札には適さないと考えられ、多くの業者の中から、受託業務遂行のための知識・経験を持つ最適な業者を選定するためには、公募により業者から業務の企画内容・事業実績等に関する資料を提出してもらうことが効果的であることから、プロポーザル方式により受託者を選定する。

(2) 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

項目	内容
薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業	【内容】 ① 地域薬剤師会及び薬局における連携の支援 ・ 事業実施に伴う課題抽出及び改善策の提案（市町村事業への移行） ・ 薬局向け事業説明会の資料作成 ・ 勧奨リーフレットのデザイン作成 ・ 薬局における受診勧奨に係る資材準備支援 ・ 参加薬局における受診勧奨手順の標準化 ② 薬局での受診勧奨効果の検証 ③ 事業報告会の実施

※業務の詳細は「薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 報告

仕様書「4 実績報告」のとおり

(5) 留意事項

本業務における仕様書及び委託契約書案については別添のとおり。

2 担当部署

郵便番号 310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県保健医療部保健政策課

国民健康保険室国民健康保険グループ

電話 029-301-3172

ファックス 029-301-3139

電子メール kosol1@pref.ibaraki.lg.jp

担当 米川

3 企画提案書提出者の資格要件

事業者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (2) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。
 - (6) 受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有する者であること。
 - (7) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。
- ※課入札委員会で決定した要件を記載する

4 スケジュール（予定を含む）

(1) 公募期間（説明書の閲覧・交付）

令和8年4月21日（火）から令和8年5月13日（水）まで
午後5時必着とします。期限までの平日午前9時から午後5時までに持参、又は郵送（一般書留）
により提出してください。（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 企画提案書の受付期限

令和8年5月13日（水）午後5時まで

(3) 質問書受付期間

令和8年4月21日（火）から令和8年5月1日（金）午後5時まで

※審査実施日は、変更になる場合があるので、御注意ください。

(4) 審査結果の通知日〔予定〕

令和8年5月19日（火）以降

5 質疑受付・回答

(1) 提出方法

企画提案書を提出しようとする者が、質問書（様式第8号）を作成し、電子メールで提出するものとする。

電子メールの件名には「薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業プロポーザル質問
（社名）」と記入すること。

(2) 提出書類

質問書（様式第8号）

(3) 提出先

「2 担当部署」に記載のメールアドレス

(4) 質問書の受付期間

令和8年4月21日（火）から令和8年5月1日（金）までの午前9時から午後5時まで正午から
午後1時までを除く。

(5) 回答方法

令和8年4月27日（月）以降、質問があり次第、順次〔予定〕、保健政策課ホームページ上で公表する。回答にあたっては、質問者名を伏せて公開するので、質問を行ったものは必ず確認すること。

また、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接にかかわると判断されるものについては、質問者に対してのみ電子メールで回答する。

なお、応募書類の審査に係る質問には回答できません。

6 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 企画提案書に記載すべき事項

企画提案書評価基準書（別紙1）に記載された評価項目に対応するように、各様式及び企画提案書（任意様式）を作成すること。

企画提案書の構成（項目立て等）は問わないが、評価項目と対応がとれるように作成すること。

(2) 提出方法

本業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、後述する「(3) 提出書類」に記載された書類を作成の上、提出先に持参または郵送（郵便書留に限る。）すること。

なお、「(3) 提出書類」③から⑦までの書類は綴って提出すること。

(3) 提出書類

下表に記載された書類を指定部数提出すること。

提出書類	様式	部数	備考
①企画提案応募申請書	様式第1号	1部	
②宣誓書	様式第2号	1部	
③提案者概要書	様式第3号	6部	
④企画提案書	任意様式	6部	<ul style="list-style-type: none"> ・様式は自由であるが、仕様書で規定する要件を満たし、プロポーザルの評価項目との対応が分かるように作成すること。 ・事業目的に照らし、新たに盛り込むべき独自の手法等があれば提案すること。
⑤類似業務の実績調書	様式第4号	6部	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の類似業務について、最大3件まで記載すること。
⑥再委託に関する調書	様式第5号	-6部	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な業務の再委託先について記入すること。 ・単純な作業の外注は記載不用。
⑥見積書	様式第6号	6部	<ul style="list-style-type: none"> ・様式の外に、単価内訳書（任意様式）を添付すること。
⑦その他、添付資料 (パンフレットなど)	任意様式	6部	<ul style="list-style-type: none"> ・任意提出

※ ③～⑦は順番に綴ること。

(4) 提出先

「2 担当部署」に同じ

(5) 提出期限

公募開始日から令和8年5月13日(水)までとする。いずれも、午前9時から午後5時までとする(ただし、正午から午後1時までを除く。)

郵送の場合も令和8年5月13日(水)必着とする。

(6) 留意事項

①書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

②「(3) 提出書類」のうち、④から⑤については審査に用いることから、法人等の名称が判別できる語句の記載をしないよう留意すること。

③企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

④企画提案書の提出は1事業者につき1回までとし、原則として提出された書類の差替、変更、再提出及び取消は認めない。また、返還も行わない。

(7) 取り消し

プロポーザルの取り消しは、辞退届(様式第7号)を提出先に持参し行うこと。

なお、辞退届の受付期間は、(5)提出期間と同じとする。

7 プロポーザル評価方法

(1) 茨城県保健医療部に設置するプロポーザル審査委員会が、プロポーザル評価基準(別紙1)に記載の評価方法により審査を実施し、委託候補者を選定する。

(2) 審査は書類審査によって行う。

(3) 審査で企画提案が採用された者に対しては、採用された旨を書面により通知する。

(4) 審査で企画提案が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨を書面により通知する。

8 見積書の留意点

(1) 見積額については、16,566千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を超えないものとする。

(2) 見積額は、提案する企画に係る一切の経費を見込み、その単価内訳(任意様式)は、見積書(様式第6号)に添付するものとする。

9 失格又は無効

下記のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

(1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

(2) 見積限度額を超えた見積額を提示した場合。

(3) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合。

- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (5) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合。
- (6) その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合。

10 業務委託候補者の選定後の取扱など

(1) 最終仕様書

県は、選定された業務委託候補者と、企画提案をもとに業務委託仕様書を加除修正し、最終的な業務委託仕様書として提示することができるものとする。

(2) スケジュール

契約にあたっては、事前に業務のスケジュールを県と協議の上、確認するものとする。

(3) 契約

県は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から最終仕様書に基づいた見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認して業務を委託するものとする。

なお、委託契約の締結にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。

(4) 契約保証金

茨城県財務規則第138条第2項第6号の規定により、契約保証金は免除する。

(5) 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務終了後に提出される報告書に基づき、契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払う。

11 その他

- (1) 提出された書類は、提出者に無断で使用しない。
- (2) プロポーザルにおいて知り得た県の事業等の内容については、守秘義務を課する。
- (3) 説明書に記載のない事項において、疑義が生じた場合は別に定める。

(別紙1)

企画提案書評価基準書

1 審査機関

提出された企画提案書の審査は、薬局と連携した特定健診受診勧奨・地域移行支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

2 委託候補者の選定方法

委員会は、書類審査によって委託候補者を選定する。

(1) 審査方法

事業者の企画提案書に対して、「4 評価項目」に基づいて、審査を行う。

(2) 選定

委員会は、各委員の合計点の平均が最も高い者を、委託候補者として選定する。

(3) 同順位の扱い

合計点の平均に同値の者が2者以上出た場合は、各委員が、当該者に順位を付け、1位を最も多く獲得した者を、委託候補者として選定する。

(4) 選定基準点

評価項目の合計点数の平均が50点以上かつD評価が2項目未満であった者を、委託候補者として選定する。

3 評価方法

評価項目ごとに「A（非常に優れている）」～「D（劣っている）」若しくは「E（記載なし若しくは実現困難である）」の評価を行い、配点に応じ算出した点数の合計値とする。

なお、企画提案書に記載のない項目は内容点を与えない。

評価	A (非常に優れている)	B (優れている)	C (標準的である)	D (劣っている)	E (記載なし若しくは実現困難である)
係数	1.00	0.75	0.50	0.25	0
項目の合計点	100～90	89～70	69～50	49～1	0
選定基準	可 (ただし、D評価が2項目以上あった場合は再検討)			不可	

$$\text{項目毎の内容点} = \text{配点} \times \text{係数}$$

4 評価項目

評価項目	評価内容
本業務の理解度	本業務の基本的な考え方及び位置付けが適切に理解されているか。
仕様書	仕様書の業務について過不足なく具体的に記載されているか。
保健事業に関するコンサルティング	市町村事業への移行における課題抽出及び改善策を提案するためのスキームが明確に示されているか。
保健事業に関するコンサルティング	本事業の結果について、一般論だけではなく結果に対する改善策や関係機関へのヒアリング結果を表やグラフ等可視化されたツールを用いて特徴的な傾向を分析できるか。
実施体制	本提案を実現する技術力、組織力が十分に確保されているか。
事業実績	類似業務について、経験・ノウハウを持っているか。
価格の妥当性	仕様書に基づく業務から勘定して、見積価格は適切か。